

富山県情報公開審査会答申概要（答申第3号）

件 名 信用農協に対する指導等に関する記録の非開示決定の件
開示請求年月日 平成14年7月4日
実施機関の決定日 平成14年7月18日
実施機関（担当課） 農林水産部経営課
決定内容 非開示決定
非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号（法人情報）、
第6号（行政運営情報）、一部不存在
異議申立て年月日 平成14年7月30日
異議申立ての内容 非開示決定処分の取消しを求める。
諮問年月日 平成14年8月30日
答申年月日 平成16年3月30日
争 点

異議申立人が信用農協に対する県の指導等を要請し抗議等をしたことについて、実施機関が作成した一連の記録（異議申立人の抗議等の内容や当該抗議等への対応状況等が記録された公文書）の開示の可否である。

審査会の判断

<結論>

実施機関は、異議申立ての対象となった異議申立人の自己の個人情報が記録された次の公文書（以下「本件公文書」という。）について、次に掲げる部分を開示することが妥当である。

- 1 特定の信用農業協同組合（以下「信用農協」という。）の組合長による「合併経過報告書」の取扱いに関する記録（以下「本件公文書」という。）について、「実施機関職員の所見」及び「実施機関の今後の対応案」を除いた部分
- 2 信用農協が貸付金の担保とするため特定の事業者が扱う損害保険に質権を設定したことに関する記録（以下「本件公文書」という。）について、「実施機関職員の所見」、「実施機関の今後の対応案」、「信用農協からの説明内容」及び「質権設定件数調査」を除いた部分
- 3 信用農協理事の自動車損害保険取扱い事業の経営及び信用農協の定期総代会議事録の作成に関する記録（以下「本件公文書」という。）について、「実施機関職員の所見」、「信用農協からの説明内容」及び「信用農協からのFAX」を除いた部分

<理由>

- 1 本条例第7条第2号（個人情報）の該当性について
（1）「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの」に該当するか。

本件公文書は、異議申立人が行った抗議等についての一連の記録であり、その全体が特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するが、当該個人情報は、異議申立人の自己の個人情報である。

(2) 自己の個人情報の開示請求等について

ア 最高裁判決において、「個人情報保護制度が採用されていない状況下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、…当該個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない」とする判断が示されており、本件公文書についても、同条第2号（個人情報）に該当することを理由に非開示とすることはできない。

イ しかし、最高裁判決は、「情報公開制度に基づいて自己の個人情報の開示を認めることは、予期しない不都合な事態を生じさせるおそれがないとはいえない」とし、「他の非公開事由の定め合理的な解釈適用により解決が図られるべき問題である」としており、本条例第7条第3号（法人等情報）、第5号（審議、検討等情報）及び第6号（行政運営情報）の非開示事由の該当性について検討する必要がある。

2 本条例第7条第5号（審議、検討等情報）の該当性について

(1) 「県の内部における審議、検討又は協議に関する情報」に該当するか。

本件公文書、及びの「実施機関職員の所見」、本件公文書及びの「実施機関の今後の対応案」は、いずれも県の内部における意思決定に至るまでの過程で行われる審議、検討又は協議に関連して作成された情報に該当する。

(2) 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるか。

これらの情報には、当該事案に関する担当職員の意見、感想等や当該文書を作成した時点での担当職員の対応案が記載されている。当該情報は、異議申立人が行った抗議等に関して記載されたものであるが、当該事案は、県、信用農協及び異議申立人の間で未だ結論が出ておらず、当該情報を異議申立人に開示することは、政策の検討がまだ十分でない情報が開示されることとなり、率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、検討途中の情報や事実関係の確認が不十分な情報が開示され、異議申立人に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあること、尚早な段階の調査中の情報が開示され、結果的に不当な行為を行っていなかった者が不利益を被る場合があるなど特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあること、がそれぞれ認められる。

したがって、当該情報は、同条第5号（審議、検討等情報）の非開示事由に該当する。

3 本条例第7条第6号（行政運営情報）の該当性について

(1) 「県が行う事務又は事業に関する情報」に該当するか。

本件公文書及びの「信用農協からの説明内容」、本件公文書の「質権設定件数調査」、本件公文書の「信用農協からのFAX」は、県が行う信用農協に対する検査、監督などの業務に関連して実施機関が取得した情報であり、いずれも県が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

(2) 開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるか。

これらの情報には、質権設定、自動車損害保険の取扱い状況など信用農協の行う事業（信用・共済）や関係事業者の販売営業に関する情報、総代会等法人運営に関する内部管理情報、更には、担当役職員の意見を交えた事情説明、所見及び対応案が詳細かつ具体的に記録されている。このような情報が開示されることは、今後反復、継続される検査、監督などの業務に関連した同様の事案において実施機関が事情聴取等を行った際に、争いのある一方当事者が、公になることは勿論、他方の当事者に伝わることも想定せずに実施機関に説明した詳細かつ具体的な情報をそのまま他方の当事者に開示することになる。また、異議申立人は、違法不当な行為が周知の事実となっている旨主張するが、実施機関の説明や対象公文書の記載内容を見る限り、信用農協内で違法不当な行為があったか否か、またそのことに関連した事実関係について争いがあることは明確である。

以上のことから、当該情報を異議申立人に開示することは、本件のように当事者間で争いのある事案について、実施機関から事情等を聴取された当事者が、実施機関に提出した情報等の取扱いに不安や不信を抱くこととなり、実施機関が検査、監督などの業務を適切に行うために不可欠な両当事者からの率直かつ適正な情報の把握に支障が生じ、当該業務の目的の達成が困難になることは明らかである。

したがって、当該情報は、同条第6号（行政運営情報）の非開示事由に該当する。なお、実施機関は、同条第3号（法人等情報）該当性も主張するが、当該情報は本号により非開示とすることが妥当であることから、この点について判断するまでもない。

4 不存在について

「信用農協に対する県の指導内容を信用農協の理事及び監事にしか応答できず、信用農協総代に答えることができないとする内規とその理由書」について、実施機関は「作成していない」としている。このことについて異議申立人及び実施機関から意見聴取を行ったところ、本審査会においてその存在を確認することはできなかった。

5 検討のまとめ

実施機関は、本件公文書の記載内容全体が本条例第7条第3号（法人等情報）又は第6号（行政運営情報）の非開示事由に該当するとして、本件公文書のすべてを非開示としているが、上記により同条第5号（審議、検討等情報）又は第6号（行政運営情報）に該当すると認められる情報を除いた部分については、いずれも異議申立人自身の抗議等の状況や過去に異議申立人に対して実施機関職員が発言した内容が記録されたものであり、異議申立人に開示しても、実施機関が主張するような支障等が生じるとは認められない。

また、実施機関は、「本件公文書を開示すると開示請求書と併せ見られた場合、信用農協等に関して無用な誤解や憶測を生じさせる」旨主張しているが、本答申の内容を併せ読めばそのような誤解や憶測が生じるものではないと考えられる。

各公文書の記載内容と審査会の判断

公文書	内 容	非開示事由	
		5号 (審議、検討等情報)	6号 (行政運営情報)
公文書	文書の表題、抗議の日時場所、実施機関の職員名、異議申立人の抗議内容、異議申立人と実施機関職員の発言記録、実施機関職員から異議申立人への電話連絡の記録	開 示	
	実施機関職員の所見		
	実施機関の今後の対応案		
公文書	文書の表題、伺い文、実施機関の職員名、異議申立人の指摘事項	開 示	
	実施機関職員の所見		
	実施機関の今後の対応案		
	信用農協からの説明内容		
	質権設定件数調査		
公文書	文書の表題、異議申立人の来庁日時、実施機関職員名、異議申立人からのFAXの概要、異議申立人の抗議内容、実施機関職員の発言内容、異議申立人からのFAX	開 示	
	実施機関職員の所見		
	信用農協からの説明内容		
	信用農協からのFAX		

